

令和5年7月25日

令和5年度第4回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年7月25日（火）

午後2時開会～午後4時5分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階大会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報 告 4 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について

議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第23号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

報告(1) 令和5年度地区座談会の開催状況について

2) 企画

報告(1) 令和5年度第1回一日女性農業委員会の開催報告について

5. 出席農業委員(26名)

1番 菅 原 ひろみ 委員

2番 小野寺 正 晃 委員

3番 布 塚 幸 子 委員

4番 中 本 奈 美 委員

5番 白 川 知 則 委員

6番 高 橋 順 子 委員

7番 佐々木 ひろ子 委員

8番 櫻 井 正 幸 委員

9番 齋 藤 真理子 委員

10番 菅 原 清 一 委員

11番 佐々木 正 彦 委員

12番 下 山 信 行 委員

13番 高 橋 英理子 委員

14番 只 埜 和 臣 委員

15番	鈴木	至	委員	16番	佐藤	裕之	委員
17番	佐藤	伸幸	委員	18番	佐々木	俊通	委員
19番	佐々木	大	委員	20番	中森	昭悦	委員
21番	中鉢	守	委員	22番	菅原	まり子	委員
23番	今野	久男	委員	24番	中條	泰洋	委員
25番	熊谷	安正	委員	26番	佐々木	政直	委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(1名)

12番 相澤 光徳 委員

7. 欠席委員(なし)

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

事務局長	千葉	晃一	事務局次長	藤本	将寛
事務局長補佐	星	充浩	事務局長補佐	真田	賢一
主幹兼係長	石垣	佳子	主幹兼係長	今野	春樹
再任主査	門間	道浩	主事	岡田	隼弓
再任主査	荻野	信男	事務所長	佐々木	賢
主幹兼係長	大沼	淳子	主事	三塚	裕介
再任主査	高橋	清一			

午後2時開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和5年度第4回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。  
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者はありません。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第4回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。1番菅原ひろみ委員、2番小野寺正晃委員にお願いします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、星充浩事務局長補佐を指名します。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告4の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 19 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 71 番から 87 番までの 17 件のうち、番号 83 番から 86 番までの 4 件は、議案第 21 号番号 45 番から 48 番までの 4 件とそれぞれ関連することから、この 4 件を議案第 21 号で併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 19 号番号 71 番から 87 番までの 17 件のうち、議案第 21 号で併せて審議する番号 83 番から 86 番までの 4 件を除いた番号 71 番か 82 番までの 12 件と、番号 87 番の 1 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 19 号番号 71 番から 82 番までの 12 件と、番号 87 番の 1 件を合わせた 13 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

15 番です。番号 76 番、77 番、79 番について質問いたします。農地取得時の下限面積の撤廃による申請かと思いますが、間違いなく耕作されるのでしょうか。詳しく教えてください。

議長（佐々木政直会長）

3 番委員。

3 番（布塚幸子委員）

3 番です。地元委員として、番号 76 番、77 番についてお答えします。実際に現地を拝見したところ、既に耕作されておりました。いずれも譲受人が管理しており、問題ないものと思われま

議長（佐々木政直会長）

8番委員。

8番（櫻井正幸委員）

8番です。番号79番ですが、実家の隣の宅地と農地を取得するとのことですが、既に耕作されておりますので、問題ないと思います。

議長（佐々木政直会長）

15番委員よろしいですか。

15番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第19号番号71番から82番までの12か件と、番号87番の1か件を合わせた13か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第19号番号71番から82番までの12か件と、番号87番の1か件を合わせた13か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第20号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号7番、8番の2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。  
11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。7月24日月曜日午前9時より、1番委員、2番委員、3番委員、6番委員、8番委員、12番委員の6名と事務局2名で現地調査をしましたので、

調査報告いたします。番号7番，8番を12番委員，報告をお願いします。

12番（下山信行委員）

12番です。番号7番を報告いたします。転用目的は，牛舎，藁置場として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側と南側が畑，西側が雑種地，北側が宅地でした。申請地の管理状況は，土間コンクリートが打たれ，パイプハウスが建っており，既に牛舎として利用され，無断転用されているものと見てまいりました。農地区分は農振農用地で，原則転用不許可だが，農振法に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設に供するものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号8番を報告いたします。転用目的は，藁置場として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側がパイプハウス，西側が宅地，南側が田，北側がパイプハウスを挟んで田でした。申請地の管理状況は，砕石が敷かれ，パイプハウスが建っており，既に藁置場として利用され，無断転用されているものと見てまいりました。農地区分は農振農用地で，原則転用不許可だが，農振法に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設に供するものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第20号番号7番，8番の2か件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。番号7番は土間コンクリートが打たれ，パイプハウスを建て，牛舎として利用されており，番号8番は砕石が敷かれ，パイプハウスを建て，藁置場として利用されていたと報告がございました。200平方メートルを超える農業用施設であり，無断転用であると思われませんが，いつ頃からこのように利用されているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

番号7番は平成4年から、番号8番は令和2年から利用していると、申請人から伺っております。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

状況から見ても無断転用であるため、申請人から始末書の提出が必要だと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほかご意見ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

5番です。番号7番について質問します。260平方メートルとだいぶ大きな牛舎ですが、堆肥置場はどのようにしているのでしょうか。また、保健所への届出については問題なく済んでいるのでしょうか。ご説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

12番推進委員。

12番（相澤光徳推進委員）

堆肥舎ですが、50平方メートルくらいの物と、同じ集落で離れた場所に100平方メートルの物がございます。こちらに関しては近隣迷惑はないものと思われま

事務局（千葉晃一事務局長）

保健所等の調整ですが、この申請人は別のところに農地を取得して、牛舎の新設を検討されております。そのようなことから、保健所等への届出、相談等も行っていると伺っております。ただいま推進委員からの話でもありましたが、離れた場所に堆肥舎が存在するとのことですが、保健所等の関係機関とも調整をしているものと思われま

5番（白川知則委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。16番委員。

16番（佐藤裕之委員）

16番です。番号7番は牛舎として、番号8番は藁置場として既に利用されており、無断転用であるため、始末書の提出を求めるべきだと思います。

議長（佐々木政直会長）

16番委員、18番委員から、無断転用であり始末書の提出を求めるとのご意見でございますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第20号番号7番、8番の2か件について、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号7番、8番の2か件について、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号43番から62番までの20か件と、番号45番から48番までの4か件とそれぞれ関連する、議案第19号番号83番から86番までの4か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号43番、44番を12番委員、

報告をお願いします。

12番（下山信行委員）

12番です。番号43番，44番を併せて報告いたします。営農型太陽光パネル設備の事業期間延長のため，一時転用の再許可申請です。申請地周辺の状況は，東側と西側が山林，南側が宅地，北側が宅地と山林でございました。申請地の管理状況は，雑草が茂っている状態でした。農地区分は農振農用地で，原則転用不許可だが，3年以内の一時的な転用であり，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ，かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は既存のU字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号45番，46番を1番委員，報告をお願いします。

1番（菅原ひろみ委員）

1番です。番号45番を報告いたします。転用目的は，営農型太陽光パネル架台支柱58本，引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と北側が田，西側が畑，南側が田と山林でございました。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，10年以内の一時的な転用であり，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号46番を報告いたします。転用目的は，営農型太陽光パネル架台支柱56本，引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と北側が山林，西側が田，南側が原野でございました。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，10年以内の一時的な転用であり，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上で

す。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号47番から49番までを6番委員，報告をお願いします。

6 番 (高橋順子委員)

6番です。番号47番を報告いたします。転用目的は，営農型太陽光パネル架台支柱56本，引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は，北側が宅地，その他三方が山林でございました。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は農振農用地で，原則転用不許可だが，10年以内の一時的な転用であり，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ，かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号48番を報告いたします。転用目的は，営農型太陽光パネル架台支柱58本，引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と西側が山林，南側と北側が太陽光パネルが設置されておりました。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は農振農用地で，原則転用不許可だが，10年以内の一時的な転用であり，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ，かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号49番を報告いたします。転用目的は，重機兼工事車両置場及び資材置場，仮設駐車場スペースとして利用するものです。申請地周辺の状況は，東側が堤防，北側と西側が宅地，南側が雑種地でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は既存のU字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号50番から53番までを1番委員，報告をお願いします。

1番（菅原ひろみ委員）

1番です。番号50番から53番までを併せて報告いたします。転用目的は、大型トラック駐車場50台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が雑種地、西側と北側が田、南側が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、既存施設の拡張であるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号54番から55番までを8番委員、報告をお願いします。

8番（櫻井正幸委員）

8番です。番号54番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲5区画、位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方宅地でございました。申請地の管理状況は、水稻が作付けされておりました。農地区分は、おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存のU字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については、法面処理をするとのことでした。

続きまして、番号55番を報告いたします。転用目的は、土砂、資材置場として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が畑、西側と北側が宅地、南側が道路を挟んで田でございました。申請地の管理状況は、既に資材置場として利用されており、無断転用であると思われます。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号56番、57番を2番委員、報告をお願いします。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。番号56番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲2区画、道路後

退するものです。申請地周辺の状況は、南側が田，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，年に2，3回程度，除草管理されている状態でした。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は側溝を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については，土留め擁壁を設置するとのことでした。

続きまして，番号57番を報告いたします。転用目的は，道路後退するものです。申請地周辺の状況は，四方が田でございました。申請地の管理状況は，水田の用水路として管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は側溝を設置することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号58番を8番委員，報告をお願いします。

8 番（櫻井正幸委員）

8番です。番号58番を報告いたします。転用目的は道路として舗装整備するものです。申請地周辺の状況は，東側が田，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，既に道路舗装されており，無断転用であると思われます。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は既存のU字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号59番を2番委員，報告をお願いします。

2 番（小野寺正晃委員）

2番です。番号59番を報告いたします。転用目的は，居宅1棟，駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，南側が畑と宅地，その他三方が畑でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，

雨水排水は既存の水路へ、生活排水は浄化槽を設置するとのことです。土砂流出については、平坦な土地であるため、問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号60番を3番委員，報告をお願いします。

3 番（布塚幸子委員）

3番です。番号60番を報告いたします。転用目的は、駐車場11台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が田と宅地、西側が宅地、南側が畑と宅地、北側が道路を挟んで宅地でございました。申請地の管理状況は、水稻が作付けされておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可ですが、既存施設の拡張であるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は、既存の水路を利用することで問題ないものと見てまいりました。

11 番（佐々木正彦委員）

番号61番を12番委員，報告をお願いします。

12 番（下山信行委員）

12番です。番号61番を報告いたします。転用目的は、駐車場14台分、進入通路、旋回スペースとして利用するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が河川、南側と北側が宅地でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

11 番（佐々木正彦委員）

番号62番を3番委員，報告をお願いします。

3 番（布塚幸子委員）

3番です。番号62番を報告いたします。転用目的は、トレーニング施設、惣菜販売施設、駐車場41台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が宅地、その他三方が田でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね500メートル以内に鉄道の駅が存在する第2種農地で、

転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝、生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第21号番号43番から62番までの20か件と、番号45番から48番までの4か件とそれぞれ関連する、議案第19号番号83番から86番までの4か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。番号55番について質問いたします。既に土砂、資材置場として利用していると報告があり、農地転用位置図では当該地の一部に建物が建っているようですが、いつ頃からこのように利用されているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

平成20年3月頃から譲渡人が当該地を貸している状況ですので、その当時から土砂、資材置場として利用していると思われまます。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

だいぶ前から利用しているとのことで、無断転用のため、譲渡人から始末書の提出を求めるべきだと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか関連して質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

21番です。この譲受人の案件は、以前の定例総会で審議しましたが、なぜ今回も申請があったのでしょうか。経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

当該地は、以前の定例総会で審議した土地の隣地となります。県の担当者より、以前、申請があった土地を許可するためには、当該地も申請していただく必要があると話があり、今回の申請に至りました。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（中鉢守委員）

譲受人自らの申請ではなく、県の担当者からの指導による申請ということでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

そのとおりでございます。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（中鉢守委員）

21番です。番号55番ですが、無断転用であり譲受人がら始末書の提出を求めたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

18番委員からは、譲渡人から始末書の提出を求めるとのご意見、21番委員からは、譲受人から始末書の提出を求めるとのご意見ですが、ご異議ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。先程、譲渡人からと申し上げましたが、だいぶ前から土砂、資材置場として利用しているのは譲受人であるため、譲受人から始末書の提出を求めると望ましいと思いました。

議長（佐々木政直会長）

番号55番に関連して、そのほかご意見ございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

15番です。担当委員として、申請者へ指導が至らない部分があり、私からも反省を述べさせていただきます。譲受人から始末書の提出を求めます。

議長（佐々木政直会長）

番号55番に関連して、そのほかご意見ございませんか。それでは10番委員、番号55番についてまとめをお願いいたします。

10番（菅原清一委員）

10番です。現地調査から無断転用であると報告があり、18番委員より無断転用はいつ頃から行われているかの質問で、事務局から経緯等の説明があり、18番委員から始末書の提出を求めるとのご意見がございました。また、21番委員から転用許可申請に至った経緯の質問があり、事務局より、県の指導による申請であることの説明がありました。18番委員、21番委員、15番委員から譲受人から始末書の提出を求めるとのご意見でございます。今回の審議結果としましては、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達していただくとのことで、まとめさせていただきます。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの10番委員のまとめに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。4番委員。

4番（中本奈美委員）

4番です。番号43番から48番、関連する議案第19号番号83番から86番についてご質問いたします。これだけの面積の太陽光パネルの設置となりますと、調整池の設置や大崎市の景観条例に伴う事前協議と届出が必要ではないかと思われませんが、確認や指導はございましたか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

太陽光パネルをはじめとする再生可能エネルギー発電設備を設置するときの届出等については、宮城県をはじめ大崎市でも条例を定めておりますが、番号43番から48番、関連する番号83番から86番の太陽光パネルを設置する場所は、それぞれ連坦していなく、飛地となっております。市で制定している条例では、発電出力が50キロワット以上であれば、事業区域の行政区をはじめ、隣接する行政区

の住民等を対象に説明が必要であり、50キロワット未満であれば、当該行政区の承諾が得られれば設置が可能となります。また調整池については当該地は連坦していないため、設置義務までには至っておりません。できれば連坦していたほうが、土地の利用上も好ましいのですが、事業者はそれぞれ50キロワットを超えないように設置をしているため、今後、新たな太陽光パネル設置にかかる農地転用の審議では、様々な議論が出てくるのかなと思われまます。

議長（佐々木政直会長）

4番委員。

4番（中本奈美委員）

4番です。調整池については了解いたしました。それから景観条例では、パネルを設置する範囲が、包括して1,000平方メートル以上の場合、届出が必要となっておりますが、今回は事前協議が必要ではない届出とのことで、理解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

市では、事業者が太陽光パネルを設置する90日前までに地権者、行政区及び市の窓口であります環境保全課等に相談し、地域と調和を図りながら、事業を進めるよう指導しております。

農業委員会事務局としても、このような届出があった場合は、地域との調和が図られているか、また、関係機関と協議がされているかなど、併せて確認しながら受理していきたいと思えます。

議長（佐々木政直会長）

4番委員、よろしいですか。

4番（中本奈美委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。24番委員。

24番（中條泰洋委員）

24番です。番号58番について質問します。令和5年度第2回定例総会で始末書

を付して県に進達した案件であると思いますが、4条申請を取下げ、今回、5条申請に至った経緯を教えてください。

事務局（星充浩事務局長補佐）

こちらは令和5年度第2回定例総会で意見相当となり、県に進達をしたところ、県の担当者より、他法令関係の書類として、道路に関する公共物に係る行為等の施工申請書類を追加で求められ提出したところ、申請者が譲受人であるため、4条申請ではなく5条申請ではないかと指導があり、この度、4条申請を取下げいただき5条申請となりました。

議長（佐々木政直会長）

24番委員。

24番（中條泰洋委員）

現地調査員から既に道路舗装がされていると報告があり、無断転用であるため、5条申請でも改めて、始末書の提出が必要であると思います。

議長（佐々木政直会長）

24番委員の意見にご異議ございませんか

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第21号番号43番から54番の12か件と、番号56番から57番の2か件と、番号59番から62番の4か件までの18か件について、意見相当と認め、無断転用である番号55番、58番の2か件については、申請者から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

また、関連する議案第19号番号83番から86番までの4か件について、了としてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第21号番号43番から54番の12か件と、番号56番から57

番の2か件と、番号59番から62番の4か件までの18か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

また、無断転用である番号55番、58番の2か件については、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

なお、関連する議案第19号番号83番から86番までの4か件について、許可と決定し、農地法第5条第1項の許可が県より交付されると同時に、許可書を交付するものいたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第22号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号368番から382番までの15か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第22号番号368番から382番までの15か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第22号番号368番から382番までの15か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第22号番号368番から382番までの15か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第23号非農地証明願について、番号9番の1か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。  
11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号9番を3番委員，報告をお願ひします。

3番（布塚幸子委員）

3番です。番号9番を報告いたします。申請地の状況は，居宅と庭園でございました。現在は居住はしていないようですが，植木等の状態から，時々手入れをしているように見受けられました。20年以上経過している証明としまして，課税証明書を確認いたしました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第23号番号9番の1か件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第23号番号9番の1か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第23号番号9番の1か件について，農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで，審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで暫時休憩いたします。午後3時45分まで。

〔午後3時35分から午後3時45分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の8協議事項に入ります。はじめに、農政の報告（1）令和5年度地区座談会の開催状況について、事務局並びに10番委員より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

10番（菅原清一委員）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局並びに10番委員より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

21番です。今回、どのようなことがきっかけで地区座談会の開催に至ったのでしょうか。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

古川地域の認定農業者連絡協議会の総会終了後の席を借りて開催したものでございます。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいでしょうか

21番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（1）令和5年度地区座談会の開催状況については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の報告（1）令和5年度第1回一日女性農業委員会の開催報告について、事務局より説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（１）令和５年度第１回一日女性農業委員会の開催報告については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和５年度第４回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後４時５分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 ひろみ

委 員 小野寺 正 晃